

福岡女学院公益通報者の保護等に関する規程

〔常任理事会事項〕

2007（平19）年11月10日

制定

（目的）

第1条 福岡女学院公益通報者の保護等に関する規程（以下「本規程」という）は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という）に基づき、学校法人福岡女学院（以下「本学院」という）における公益通報者の保護及び公益通報があった場合の措置等について必要な事項を定めることにより、本学院の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 本規程において公益通報とは、第2項各号に規定する者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、本学院の業務に関して通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報窓口に通報または相談することをいう。

2 本規程において公益通報者とは、公益通報をした次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 本学院の役員
- (2) 本学院の教職員
- (3) 本学院に勤務する派遣労働者
- (4) 本学院の取引事業者の労働者
- (5) 2から4号には、通報の日から1年以内に退職又は業務に従事していた者を含む

3 本規程において通報対象事実とは、法に定める次のいずれかの事実をいう。

- (1) 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。次号同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実
- (2) 法別表に掲げる法律で定める処分に違反する事実又は勧告等に従わない事実をいう

4 研究活動の不正行為に関する公益通報の対応は、別に定める。

（管理体制）

第3条 公益通報の対応窓口は、監査室長とする。

2 監査室長は、各部署における規程等の遵守状況の監視、教職員等からの相談受付等を行う。

（方法）

第4条 公益通報は、電話、FAX、手紙、電子メール、面談などの方法で行うことができる。

2 確認及び調査のため、公益通報は原則として実名で行う。ただし、正当な理由がある場合は本人を特定する個人情報秘匿することができる。

3 監査室長及び室員は、個人情報保護に配慮する義務を負う。

(禁止事項)

第5条 不正の利益を得る目的、及び本学院又は第三者に損害を与える目的、その他不正の目的のために通報を行ってはならない。

2 前項の場合、就業規則に沿って、懲戒することがある。

3 不正の意思なく、また善意の管理者義務に違反せずに、通報を行った場合は、内容の如何に関わらず、第2項は適用しない。

(相談への対応)

第6条 監査室は、法令違反行為に関する相談を受けた場合は、その内容に応じて、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(調査)

第7条 監査室は、前条の相談を受けた場合は、遅滞なく調査を開始しなければならない。

2 前項の調査を開始する場合、通知者に対して、調査開始の旨を通知しなければならない。ただし、通知者の連絡先が不明の場合、又は、緊急止むを得ない場合はこの限りではない。

3 監査室は、法令違反行為として通報された事実について、書類調査、実地調査、事実聴取その他、適切な方法により調査を行う。

4 監査室は、調査対象部門の責任者及び調査対象者に対し、調査実施のために必要な資料、書類の提出又は事実の報告及び説明を求めることができる。

5 調査対象部門の責任者及び調査対象者は、前項の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

6 監査室は、調査の実施のために必要な場合は、本学院のすべての会議記録について閲覧することができる。

(遵守事項)

第8条 監査室長又は室員は、その職務遂行にあたり、下記の事項を遵守する。

(1) 本学院の教職員、学生、生徒、園児及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。

(2) 調査対象部門や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。

- (3) 公平不偏の態度を保持し、事実に基づいた調査を実施すること。
- (4) 公益通報を行った個人を特定する情報について、本人の同意ある場合を除いて、その秘密保持に努めること。
- (5) 職務上知り得た秘密を正当な理由なく、漏洩しないこと。

2 監査室及び調査に関与した者は、その職を離れた場合であっても、前項、第4号、第5号に定める事項を遵守しなければならない。退職した場合も同様とする。

(報告の義務等)

第9条 監査室長は、公益通報を受けたときは、その旨及び内容を理事長、院長及び各学校長に報告しなければならない。ただし、通報者の同意がない場合は、本人を特定する情報は報告してはならない。

2 監査室長は、調査を開始した後は、進捗状況を適宜、理事長、院長及び各学校長に報告し、終了した時も遅滞なく報告しなければならない。

3 理事長は、法令違反行為の存在が確認された場合は、直ちに、その是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

4 監査室長は、前項の是正措置が講じられた場合は、当該措置に関わる法令違反行為に関する通報を行った者に対して、是正結果を通知しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 公益通報を行ったことを理由として、当該教職員等に対し、解雇、減俸、損害賠償請求その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、第5条第1項（不正通報）の場合は、その限りではない。

(所管部署)

第11条 本規程に関する事務は、監査室の所管とする。

(改正)

第12条 この規程の改正は、常任理事会が行う。

附 則 1

1 本規則は、2007(平19)年11月10日に制定し、同日より施行する。

附 則 2

この規程は、2011(平23)年7月11日から施行する。

附 則 3

この規程は、2015(平27)年5月22日から施行する。

附 則 4

この規程は、2017(平29)年9月20日から施行し、第2条に関しては、2017(平29)年6月1日から適用する。

附 則 5

この規程は、2022（令和4）年6月1日から施行する。